

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十八年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十八年五月鳥取県条例第二十六号）の施行期日は、昭和五十八年九月七日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

徳尾第一	一階に所在する住宅
	二階に所在する住宅

一階に所在する住宅	昭和五十八年九月七日から昭和五十九年三月三十一日まで	三五、〇〇〇円
二階に所在する住宅	昭和五十八年九月七日から昭和五十九年三月三十一日まで	二八、九〇〇円
三階に所在する住宅	昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	三〇、二〇〇円